

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 21日

川口市長 殿

## 提出者

住 所 東京都千代田区九段南2-3-18

氏 名 トヨタT&amp;S建設株式会社 東日本支社

支社長 池田 潤一

電話番号 03-3222-4551

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	トヨタT&S建設株式会社 東日本支社
事 業 場 の 所 在 地	東京都千代田区九段南2-3-18トヨタ九段ビル5階
事 業 の 種 類	総合工事業 D06
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

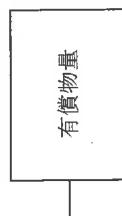
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	360t	全 処 理 委 託 量	360t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 热 回 収 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0 360t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設混合廃棄物 )



不要物等発生量

自ら直接  
再生利用した量

② 0

自ら中間処理した後  
再生利用した量

⑧ 0

項目	実績値													
①排出量	6													
④自ら中間処理 した量	0													
⑥自ら中間処理した 後の残さ量	0													
⑦自ら中間処理によ り減量した量	0													
⑨自ら埋立処分を行 った量	0													
⑩自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つた 量	0													
⑪全處理委託量	6													
⑫優良認定処理業者への 処理委託量	0													
⑬熱回収認定業者への處 理委託量	6													
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への處 理委託量	0													
⑮うち優良認定 処理業者への 処理委託量	0													
⑯うち熱回収認定 業者への処理委託量	6													
⑰うち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0													
⑱うち再生利用 業者への処理委託量	0													
⑲うち中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0													
⑳うち熱回収認定 業者への処理委託量	6													
㉑うち中間処理した後 自ら直接立処分又は 海洋投入処分した量	0													
㉒うち再生利用 業者への処理委託量	0													

(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。